

厚生労働省発老第0329001号

平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

柳澤 伯夫

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ② 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とする。
- ※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 療養室の面積基準は、1人当たり6.4㎡以上
 - ② 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。
- ※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。
- ※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
 - ① 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
 - ・ 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ・ 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。



分介発第0329001号
平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得たので報告する。



社 保 審 発 第 4 号

平 成 1 9 年 3 月 2 9 日

厚生労働大臣

柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

以下の内容につき、平成19年4月9日から同年5月8日の日程で、厚生労働省ホームページ上でパブリックコメント手続中です。

医療法人の附帯業務の見直し（案）

- 医療法第42条第6号に定める「保健衛生に関する業務」として、以下の項目を追加（通知改正）
 - 1. 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅
 - 2. 高齢者の居住の安全確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅（当該住宅の居住者に対し生活指導及び相談、安否確認、緊急時の対応、関係機関との連携その他保健衛生に関するサービスの提供を継続的に行うことを約している場合に限る。）

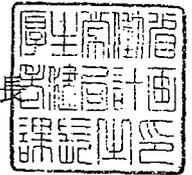


老計発第0330005号

平成19年 3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長



第3期介護保険事業（支援）計画における必要入所（利用）定員
総数の弾力的運用について

第3期介護保険事業計画期間における介護保険施設等については、各都道府県及び市区町村が策定した介護保険事業（支援）計画において定められている必要入所（利用）定員総数を超える場合には、指定等を行わないことができることとされているが、今般、療養病床の一層の転換促進を図る観点から、その取扱いを下記のとおりとしたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に対する周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

(1) 介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数の弾力運用について

都道府県等は、第3期介護保険事業計画期間における、特別養護老人ホーム（地域密着型を除く。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設（地域密着型を除く。）及び混合型特定施設に係る必要入所（利用）定員総数の総計の範囲内であれば、年度ごと、種別ごとの必要入所（利用）定員総数を超えても、医療療養病床から転換する場合は、指定等を行うことを可能とする。

また、これと同様に、市区町村は、第3期介護保険事業計画期間における、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設及び認知症高齢者グループホームに係る必要利用定員総数の総計の範囲内であれば、年度ごと、種別ごとの必要利用定員総数を超えても、医療療養病床から転換する場合は、指定を行うことを可能とする。

(2) 一定の要件を満たす医療機関の特例について

都道府県等は、第3期介護保険事業計画期間における、特別養護老人ホーム（地域密着型を除く。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設（地域密着型を除く。）及び混合型特定施設に係る必要入所（利用）定員総数の総計を超える場合であっても、転換を希望する医療療養病床が、次のすべての要件を満たすときは、関係市区町村と協議した上で、指定等を行うことを可能とする。

また、これと同様に、市区町村は、第3期介護保険事業計画期間における、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設及び認知症高齢者グループホームに係る必要利用定員総数の総計を超える場合であっても、転換を希望する医療療養病床が、次の全ての要件を満たす場合については、市町村の判断により、指定を行うことを可能とする。

なお、都道府県又は市町村においては、各要件の該当の有無並びに介護保険事業（支援）計画及び保険料への影響を的確に判断するため、被保険者を始めとする関係者の意見を聴くように努められたい。

(要件)

- ・ 当該医療療養病床における医療区分1の患者の占める割合が、当該医療療養病床の所在する都道府県の平均値を超えていること
- ・ 転換を認めなかった場合には、当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ・ 当該医療療養病床を転換し、存続させることが、当該地域の地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であると認められること

介護施設等の在り方に関する委員会

【設置目的】

健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条に、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直し等を検討することが規定されたことを踏まえ、これらのサービスの基準、報酬等について、今後、介護給付費分科会において審議を行うための基本的な論点の整理等を行うことを目的とする。

【検討事項】

- (1) 介護施設等の基本的な在り方に関する事項
- (2) 介護施設等の入所者に対する医療の提供の在り方に関する事項
- (3) その他

【開催状況】

第1回(平成18年9月27日)

- ・ 療養病床の再編成について
- ・ 介護施設等のサービスの現状について 等

第2回(平成18年12月15日)

- ・ 我が国における高齢者の住まい等の状況について
- ・ 諸外国の施設・住まい等の状況について 等

第3回(平成19年3月12日)

- ・ 療養病床アンケート調査結果について
- ・ 療養病床の入院患者の状態像と必要なケアについて 等